海外遠征申請の手続きについて

関係規定･･･ 競技会規則 第 21 条[海外における競技]

公益財団法人日本サッカー協会　競技会規則　第 21 条 【海外における競技】
加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

□申請手続き方法

１． 海外遠征に出発する日の前々月の 25 日までに申請書類を三重県サッカー協会へご提出して下さい。例）8 月に海外遠征する場合…6/25 必着
提出期限が過ぎた場合は、「遅延理由書」もご提出下さい。

２．提出書類：申請時

- 海外遠征申請書（書式１）…大会名は必ず英文表記で記載下さい。
- 参加者名簿
- 日程表…　旅行代理店作成の日程案で可
- 申請料の振込明細書（コピー可）
- 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招請状（ある場合）

遠征終了後：日本サッカー協会より提出の要望があった場合

- 遠征報告書

３．申請料 5,400 円は下記口座にチーム名でお振込み下さい。
申請料振込先　　百五銀行　平田町駅前支店　普通　229180
一般社団法人三重県サッカー協会　会長　岩間　弘

４．三重県サッカー協会で確認後、日本サッカー協会へ申請します。

５．日本サッカー協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、 競技会規則 第 8 条により処分の対象となりますのでご注意下さい。

６．日本サッカー協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。

□お問い合わせ・提出先

一般社団法人三重県サッカー協会　事務局
〒513-0806　三重県鈴鹿市算所 5-22-18　オフィスズズカビル
TEL：059-379-5207　E-mail：fa-mie2@bell.ocn.ne.jp